

男女共同参画に関する条例の制定について

1 本市における男女共同参画の現状と課題

本市では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 19 年 12 月に「丹波市男女共同参画計画（丹の里 ハーモニープラン）」を策定し、平成 25 年 3 月には第 2 次計画を策定しました。

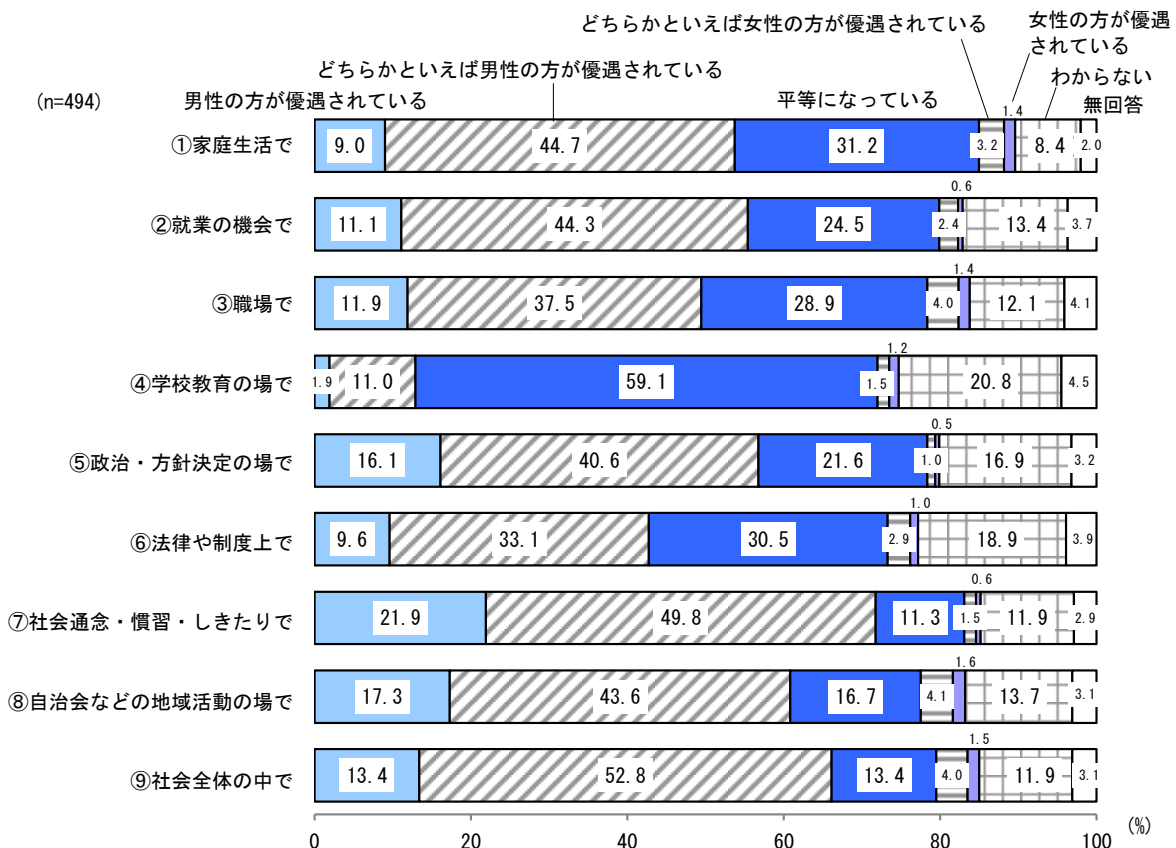
平成 30 年 3 月には、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」を盛り込んだ第 3 次計画を策定しました。

第 3 次計画において、本市における男女共同参画の主な課題を以下の 4 点にまとめています。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革と行動

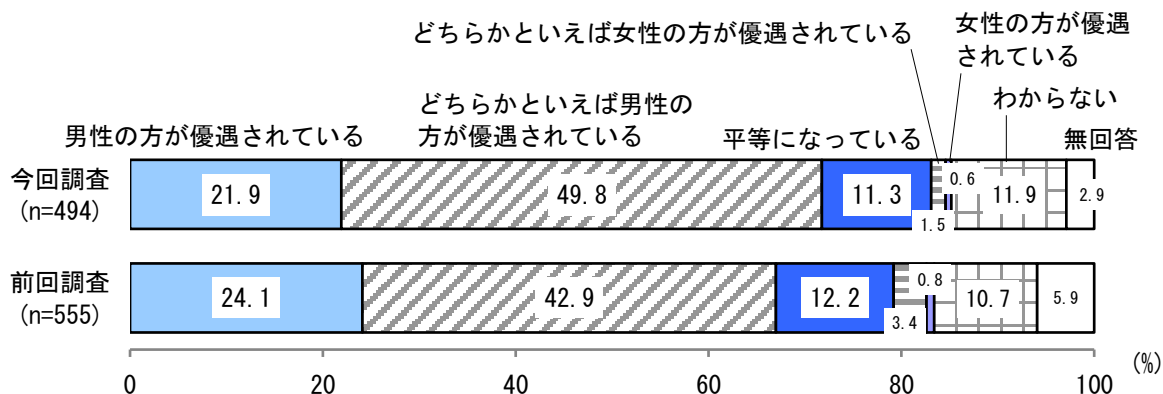
平成 28 年 10 月に実施した「丹波市男女共同参画市民意識調査」の結果では、社会の各分野における男女の平等感は依然として低い状況となっています。また、固定的な性別役割分担意識も根強く残っています。これは、人々の意識の中で形成された社会通念や慣習、しきたりなどの影響が大きいと考えられます。このため、一人ひとりの意識を改革し、様々な主体が責任を果たしながら、男女共同参画社会の実現に向けた行動を起こす必要があります。

[社会の各分野における男女の平等感]



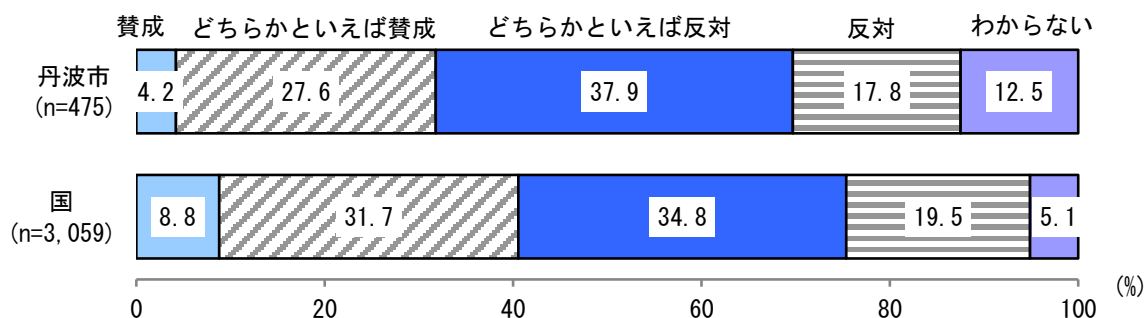
出典：丹波市男女共同参画市民意識調査(2016)

〔社会の各分野における男女の平等感「⑦社会通念・慣習・しきたり」
 (前回調査 2012 (平成 24) 年実施との比較)〕



出典：丹波市男女共同参画市民意識調査(2016)

〔「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する賛否 (国調査との比較)〕



出典：丹波市男女共同参画市民意識調査(2016)

2016 (平成 28) 年内閣府男女共同参画に関する世論調査

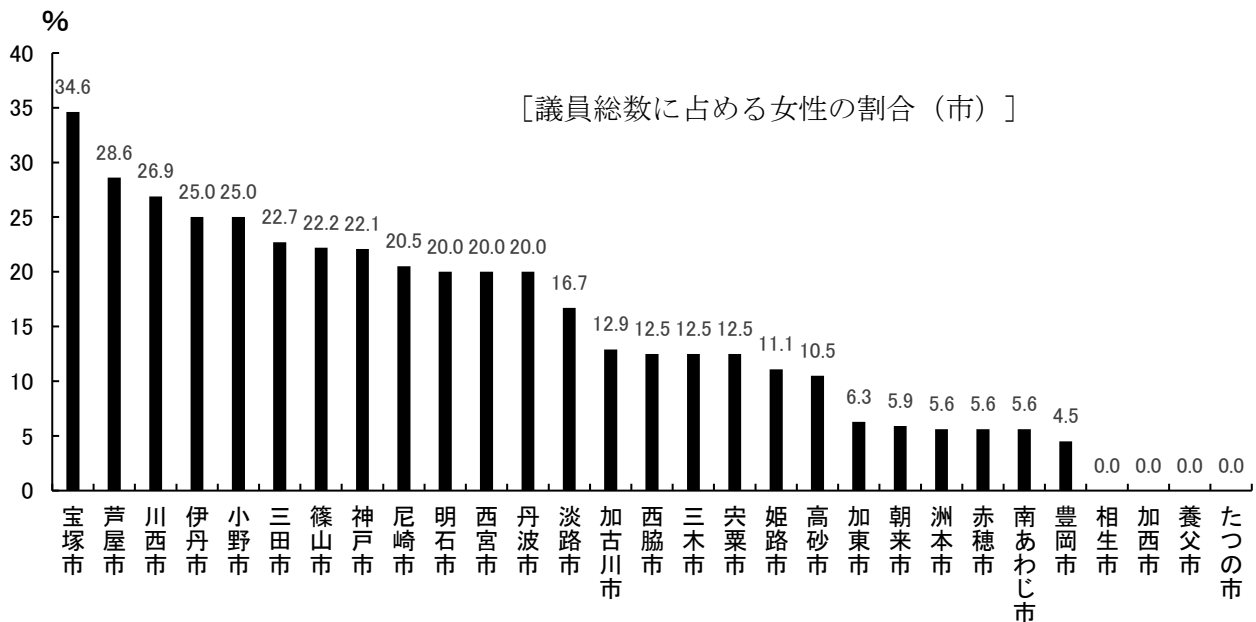
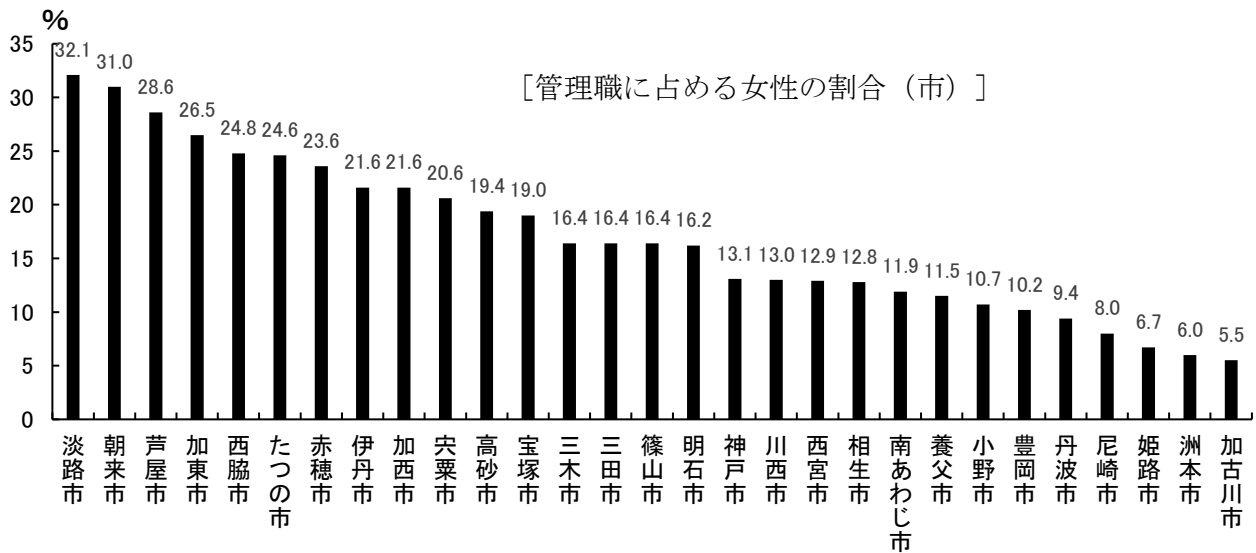
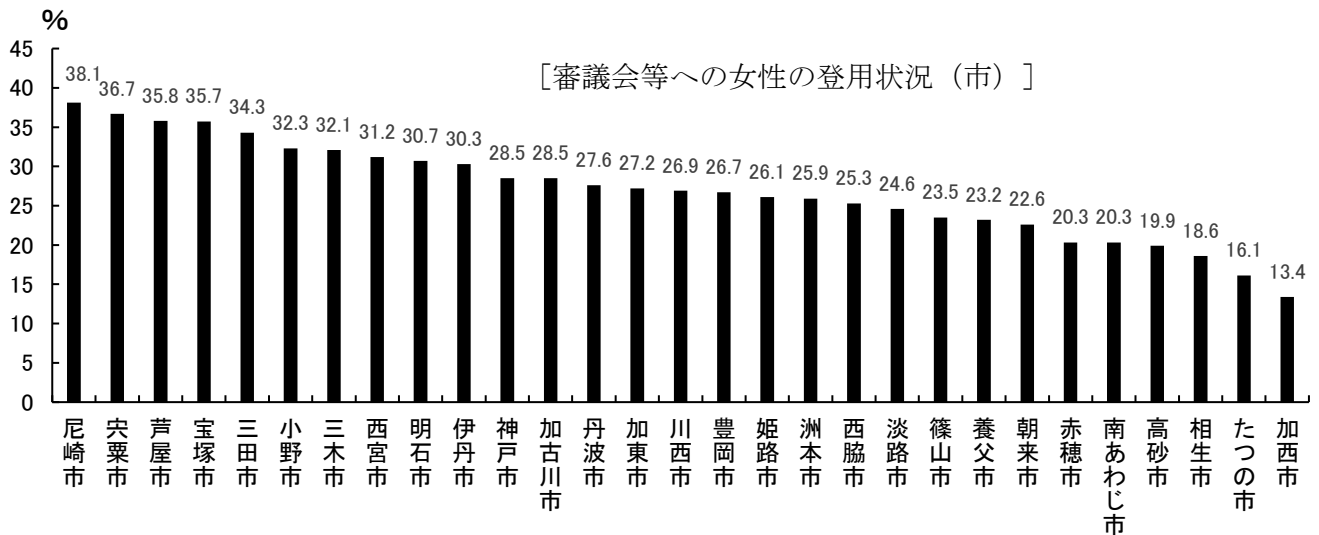
※いずれも性別・年齢及び当該質問の無回答を除き算出した割合

(2) あらゆる分野での女性の活躍

地域活動、働く場などそれぞれの分野で活躍する女性は徐々に増えてきていますが、自治会役員や事業所、市役所の管理職など意思決定の場における女性の割合は依然として低い水準となっています。

2016 (平成 28) 年 4 月から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行されるなど、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、本市においても女性の活躍を一層推進していくことが重要になっています。

本格的な人口減少社会を迎え、活力ある社会を持続するためには、経済活動、地域活動などあらゆる分野において、女性が自らの意思によりその個性と能力を發揮し、男性とともに活躍できる社会をつくる必要があります。

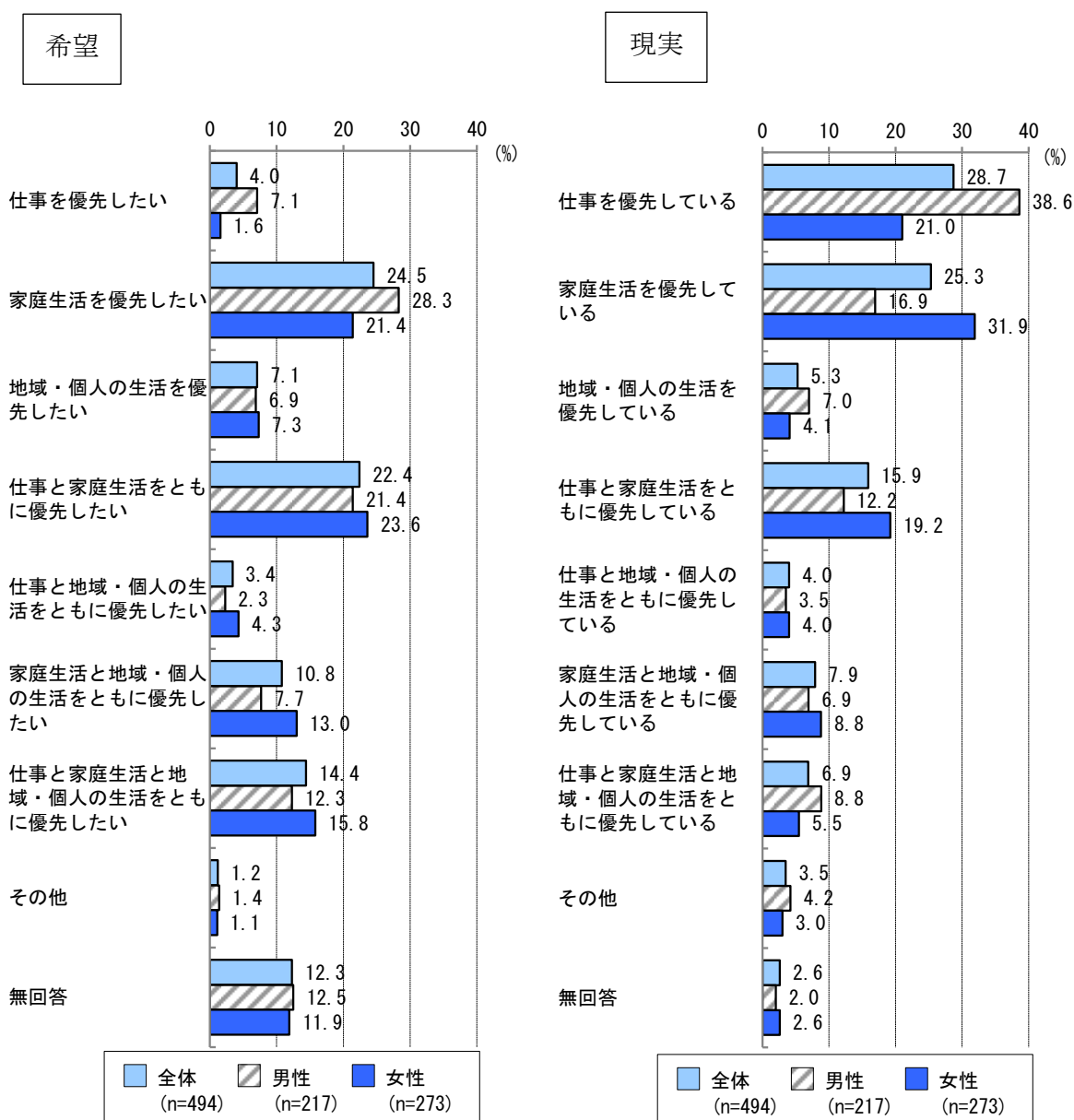


出典：「平成 29 年度ひょうごの男女共同参画」

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

市民意識調査の結果では、男性も女性も「家庭生活を優先したい」や、「仕事と家庭生活を優先したい」という希望は多いものの、現実には男性は仕事、女性は家庭生活を優先している状況です。女性の活躍を推進するとともに、長時間労働を余儀なくされている男性自身の生活の充実を図るため、男女がともに責任を分かち合いながら仕事、家事、育児、介護などにおいて活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。

[希望する生活と現実の生活]

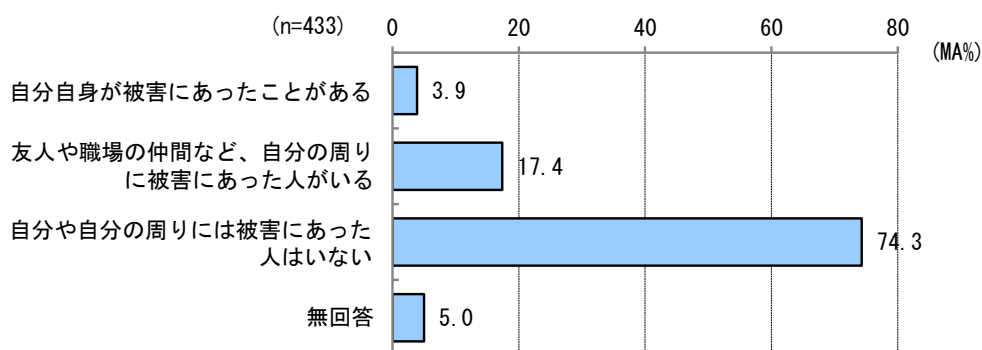


出典：丹波市男女共同参画市民意識調査(2016)

(4) 誰もが安心して生活できる社会の構築

市民意識調査の結果では、配偶者等からの暴力の被害にあった人の割合は、2012（平成 24）年に実施した前回調査より高くなっています。また、働く場においてハラスメントの被害を受けた人もあり、重大な人権侵害が起こっている状況です。また、児童、高齢者、障がい者への虐待も顕在化しており、これらあらゆる暴力の根絶に取り組むとともに、誰もが生涯を通じて健康で安心して生活できる社会の構築が必要です。

[回答者自身や周りの人のドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験]



出典：丹波市男女共同参画市民意識調査(2016)

[DVに関する相談の状況]

■相談方法別相談状況

年度	2013年度 (平成 25 年度)	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
相談者数	5 人	9 人	7 人	5 人
来所	3 人	1 人	2 人	3 人
電話	1 人	5 人	2 人	2 人
その他	1 人	3 人	3 人	0 人
延相談回数	27 回	14 回	38 回	40 回
訪問	8 回	6 回	22 回	8 回
来所	8 回	5 回	4 回	13 回
電話	4 回	1 回	7 回	17 回
その他	7 回	2 回	5 回	2 回

※「その他」は、同行支援、警察等からのDV事案報告等

出典：第2次丹波市配偶者からの暴力対策基本計画

2 条例制定状況

(1) 全国の状況

平成 29 年 4 月現在で、全国 1,741 市町のうち、634 市町で制定している。
制定率 36.4%

(2) 県の状況

兵庫県においては、平成 14 年 4 月に「男女共同参画社会づくり条例」を制定している。

(3) 県内市町の状況

平成 30 年 4 月現在で、兵庫県内 41 市町のうち、8 市 1 町で制定している。
制定率 22.0%

神戸市 (H15.4.1 施行)、姫路市 (H28.4.1 施行)、尼崎市 (H17.12.27 施行)
芦屋市 (H21.4.1 施行)、赤穂市 (H17.4.1 施行)、宝塚市 (H14.7.1 施行)
川西市 (H27.7.1 施行)、小野市 (H14.10.1 施行)、多可町 (H22.4.1 施行)

3 条例制定の意義及び効果

(1) 市が重要課題として男女共同参画社会の実現に取り組むことを明確に意思表示することができる。

(2) 行政、市民、事業者等の役割と責務を明らかにすることにより、それぞれが主体的に取り組むことで、相互の連携・協働を図ることができる。

(3) 男女共同参画施策を進める上での法的根拠となり強力に推進することが可能となる。

(4) 丹波市の特性に応じた男女共同参画の取組を実施することができる。

4 条例の制定にあたっての留意点

(1) 法律との整合

男女共同参画社会基本法では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他その地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第 9 条)と規定されていることから、条例の制定にあたっては、男女共同参画社会基本法に規定された基本理念にのっとりなければなりません。

(2) 兵庫県条例との整合

兵庫県条例には、丹波市民(兵庫県民としての)に係る規定もあることから、兵庫県条例の内容との整合を図る必要があります。

(3) 丹波市自治基本条例との整合

丹波市自治基本条例は、丹波市の最高規範であり、「条例、規則、規定の制定改廃及び運用にあたっては、同条例との整合を図るものとする」(第 43 条)と規定されていることから、同条例との整合を図る必要があります。

5 策定の手順

丹波市男女共同参画審議会において、前文及び項目等について審議する。また、市民の意見を聴くため、条例（案）についてのパブリックコメントを実施する。

スケジュール

7月下旬	男女共同参画審議会での審議
9月中旬	男女共同参画審議会での審議
10月下旬～11月	パブリックコメント等の実施
3月	議会上程
4月	条例施行

6 施行時期

平成 31 年 4 月 1 日

丹波市男女共同参画審議会における検討やパブリックコメントの期間が必要なため、施行時期を上記とする。

7 条例の内容

条例の構成（案）は、別紙のとおり